

「氏名公表」は厳禁

居住者が新型コロナウイルス感染 管理組合、どう対処

マンション居住者が感染した場合、管理組合はどう対応すべきか。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、関係者が今、こんな難問に頭を悩ませている。居住者が感染したとしても管理組合に情報が寄せられるとは限らないが、そもそも、管理組合が、そうした情報を積極的に収集し、しかるべき措置を施す必要があるのだろうか。

管理組合による情報がある。

収集について、あるマンション管理士は「管理組合が取り扱う問題ではない」と話す。「『コロナウイルスに感染したら管理組合に申告してください』と住民にお願いするのは良いが、実際に申告があった場合情報を、どう取り扱うのか」感染者の情報には氏名・居住フロア・部屋番号に加えて、家族構成などの個人情報が入っている。場合によっては入院しているのかが、自宅で静養しているのかといった病状に関する情報も寄せられる可能性がある。こうした情報を、どこまで一般に開示するのか。また理事が知り得た情報について非開示とした情報の秘匿を徹底できるのか。確かに「情報の取り扱い」に際しては難しい問題

か。

マンション管理士でもある土屋賢司弁護士は「まず、管理組合の『物理的対応』について『居住者の感染を知りながら管理組合が共用部分の消毒などを行わなかったとしても、善管注意義務違反に問われることはないと思われ』と解説する。居住者の感染を受けて管理組合が何らかの

でなく、全てのフロアを対象にする」といい。とアドバイスを送る。しかし他の居住者からすれば「誰が感染したのか」は気になる。「感染者が同じフロアの人だったら自分の感染リスクは高い。理事が情報を開示しないせいで万一分が感染したら理事はどう責任を取るのか」などと情報の開示を求めてくる居住者もいるかもしれない。

その一方、感染した事実を公にしてはく「プライバシー侵害を主張するケースの方が立証は、はるかに楽だという。むしろ感染者が「理事によって情報を漏らされた」とプライバシー侵害を主張するケースの方が立証は、はるかに楽だという。

プライバシー 難しい情報の取り扱い

だが現実には管理組合が特に情報収集をしていなくても「居住者が感染した」という事実を知る機会がある。あるマンションでは「防護服姿の保健所職員らしき人がマンションに入って来た」との情報で、凶らずも居住者の感染が発覚したという。

感染者がどのフロアに住んでいるのか、といった情報を得られた場合、情報の漏えいを防ぐ意味でも「共用部の消毒を行う際は感染者の入居フロアだけ

豊富な書式と事例解説で「本当に使える」1冊！

マンション管理の法律実務

書式から業界の慣習まで

香川希理 [編著]

大手マンション管理会社の顧問弁護士を務めるなど、マンション管理関係の事件対応に特に強みを持ち、マンション管理案件にこれまで約200件以上携わる。マンション管理士・管理業務主任者資格保有。

2019年5月刊 A5判/226頁 定価=本体2,916円(税込)

株式会社 学陽書房

東京都千代田区飯田橋1-9-3 学陽書房 検索

TEL: 03-3261-1111 FAX: 03-5211-3300